平成２９年（フ）第３１３号
平成28年12月21日までの住所　仙台市青葉区柏木３丁目６番１号　ビレッジ柏木101
債務者　村上　静香　昭和61年４月８日生
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜山　公彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月15日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３８号
兵庫県養父市八鹿町八鹿961―８Ｃビル２階、住民票上の住所兵庫県養父市大屋町夏梅590番地
債務者　千葉　英雄
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野崎　佑也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月19日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第３４６号
北九州市八幡西区楠橋南１丁目22番22号
債務者　原　伸一
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　伸城
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第９４号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2022番地１ル・ラフィーネ406号、旧住所宮城県仙台市太白区山田北前町48番24号
債務者　土井　信之
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶村　龍太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月１日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３７３号
宮城県富谷市富ケ丘２丁目10番15号、従前の住所宮城県富谷市富ケ丘２丁目12番10号
債務者　堀　和孝
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大泉　力也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月11日午前11時25分
5　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４２７号
仙台市青葉区木町通２丁目５番38号　シャーメゾンＮ・Ⅲ―105
債務者　高橋　一樹
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月12日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５号
香川県高松市福岡町３丁目26番６号
債務者　鈴木　直美（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３号
仙台市太白区東大野田７番45号　エバー・プレイス101
債務者　佐々木拓也
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３０３号
宮城県多賀城市大代５丁目16番26号　レジデンスホンゴーⅡ101号、従前の住所仙台市泉区泉ケ丘５丁目５番30号　横田ビル２Ｆ
債務者　澤田　明広
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴見　聡志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月28日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４２８号
仙台市青葉区折立１丁目７番10号
債務者　吉田　歩
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木坂　理絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月28日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４４０号
仙台市泉区市名坂字野蔵101番地の46　メゾネットタウン市名坂Ａ－１、従前の住所仙台市泉区高玉町９―121　ラフィーネ高玉Ａ101
債務者　平良木康信
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木原　知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
大津市石山千町276―１　特別養護老人ホーム千寿の郷、住民票上の住所大津市中央１丁目８番５号
債務者　ヤナギヤ電器商会こと　柳田　茂
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　理史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月29日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大津地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５１号
秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字町田40番地26
債務者　佐藤　恵
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第３０６号
北九州市八幡西区鷹見台１丁目１番７号
債務者　吉岡孝一郎
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３１２号
北九州市八幡西区本城東１丁目８番17―612号
債務者　原　幸恵
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１６７号
函館市東川町20番３号
債務者　石塚　美順
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
函館地方裁判所